

## 要 望 内 容

## 回 答

## 七 災害に強いまちづくりを

165 「京都市耐震改修促進計画」の目標を達成すること。耐震改修助成制度の抜本的拡充を行い、市民負担を軽減すること。住宅リフォーム助成制度を創設し耐震化を促進すること。

- 京都市建築物耐震改修促進計画に掲げる耐震化率90%以上の目標達成に向けて、平成24年度から平成27年度までの4年間で「耐震化重点期間」と位置付け、市民、事業者、行政が一体となって、耐震ネットワークによる耐震化対策など重点施策を強力に推し進め、耐震化を加速させてまいります。
- 耐震性能の向上に確実に寄与する補強工事をあらかじめメニュー化し、簡便な手続きにより市民や事業者にご利用していただきやすい支援制度「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」を創設し、平成24年度当初から実施してまいります。また、木造住宅耐震改修助成事業及び京町家等耐震改修助成事業についても、より利用していただきやすい制度となるよう、見直しを行います。

## (平成24年度予算額)

・京都市建築物安心安全実施計画推進会議運営	510千円
・完了検査率の向上	900千円
・建築物の防災に対する事務	2,260千円
・木造住宅耐震診断士派遣事業	9,250千円【充実】
・京町家耐震診断士派遣事業	14,560千円【充実】
・分譲マンション耐震診断助成事業	8,000千円【充実】
・特定建築物耐震診断助成事業	10,000千円【充実】
・特定建築物耐震改修助成事業	債務負担【新規】
・耐震改修計画作成助成事業	38,000千円【新規】
・耐震ネットワークによる耐震化対策	10,000千円【新規】
・まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	234,000千円【新規】
・木造住宅耐震改修助成事業	38,120千円【充実】
・京町家等耐震改修助成事業	6,800千円【充実】

平成 2 4 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	1 6 6
要 望 内 容	回 答		
166 耐震化の必要な重要橋梁 9 2 橋の耐震改修を早急に 終わるよう、計画を持ってすすめること。その他の橋 梁についても、耐震化と必要な老朽対策をすすめるこ と。	<p>○ 本市では、阪神・淡路大震災を踏まえて、市内幹線道路も含めた大規模災害時の 緊急輸送道路上にある橋りょう 9 2 橋を「都市防災上重要な橋りょう」として位置 付け、取組を進めてまいりました。平成 2 3 年度末までに 4 0 橋の耐震補強を完了 させる予定ですが、平成 2 3 年 3 月に発生した東日本大震災を受け、平成 2 3 年 1 2 月に策定した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、残る 5 2 橋についても優先順位を定め、耐震補強を進めてまいります。</p> <p>○ 老朽化修繕については、健全度調査の結果、早期に老朽化修繕を実施する必要の あるものは 2 4 4 橋であり、損傷度や路線の重要性を考慮し、優先順位を定め、補 修工事を進めてまいります。</p> <p><b>(平成 2 4 年度 予算額)</b> ・橋りょう補修 1, 1 2 1, 7 4 0 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b> 耐震改修として、都市防災上重要な橋りょう 9 2 橋のうち平成 2 3 年度末までに 4 0 橋の耐震補強を完了します。 また、平成 2 2 年度末までに本市が管理する橋りょうのうち 6 8 0 橋について、 健全度の点検・調査を行いました。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 6 7
要 望 内 容	回 答		
167 吊り天井については、落下防止対策を行うよう指導すること。また、国に対して、建築基準法で規制するよう求めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに建設される吊り天井については、建築確認申請及び完了検査において、国土交通省の技術的な指針を踏まえた対策が取られていることをしっかりと確認してまいります。また、既存建築物の吊り天井については、定期報告の際、同指針を踏まえた対策を実施するよう指導してまいります。</li> <li>○ 建築基準法による吊り天井の規制については、国が、東日本大震災の被害を踏まえて、技術的な指針等の基準の整備に向けた検討を始めていることから、国の動向を注視してまいります。</li> </ul>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	168
要 望 内 容	回 答		
168 急傾斜地の対策を強化するとともに、新たに液状化危険地域対策を具体化すること。	<p>○ 急傾斜地の対策については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、事業を実施する京都府と連携し、とりわけ災害時要援護者関連施設については、優先して危険区域の指定等、必要な対策に取り組んでまいります。</p> <p>○ 液状化対策については、東日本大震災での被害実態を踏まえ、国における検討状況を注視しつつ、市域で液状化の危険度の高い地域等の調査、分析方法やライフライン対策など効果的な施策の検討を行ってまいります。</p> <p><b>(平成 2 4 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊防止対策 1, 0 0 0 千円 (市負担分)</li> <li>・急傾斜地崩壊対策に係る斜面地等調査業務 (緊急雇用創出事業) 2, 6 0 0 千円</li> <li>・京都市地域防災計画の改定 3 5, 0 0 0 千円【新規】</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 3 年度 左京区久多地区において、急傾斜地崩壊危険区域の指定に向けた測量、地質調査等を実施</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 6 9
要 望 内 容	回 答		
169 宅地の地すべり危険地域を明らかにし、住民に情報提供するとともに、対策を具体化すること。	<p>○ 宅地の地すべり危険地域については、東日本大震災における盛土宅地の地すべり被害を踏まえ、宅地造成等規制法に基づく一定条件の盛土造成地の抽出調査を行い、市民の皆様の安心安全な暮らしが確保できるよう、具体的な対策に取り組んでまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 4 年 2 月 大規模盛土造成地調査に係る費用について、平成 2 3 年度補正予算議案として平成 2 4 年 2 月市会に提案</p> <p>〔・大規模盛土造成地調査 9, 0 0 0 千円【新規】〕  (うち、国庫補助金額 3, 0 0 0 千円)</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	170
要 望 内 容	回 答		
170 都市公園の整備目標を明確にし、整備面積を引き上げること。既存の公園の防災機能を強化すること。	<p>○ 都市公園の整備目標については、「京都市緑の基本計画」の行動計画である「第1次 京のみどり推進プラン」（平成23年5月策定，計画年次：平成23～27年度）において，平成27年度末5.35㎡/人と定め，身近な公園の整備を進めています。</p> <p>○ 既存の公園の防災機能強化については，老朽化した公園の再整備と合わせ防災設備として，防災ベンチ，かまどベンチ，マンホールトイレ等を地元の協力も得ながら整備してまいります。</p> <p><b>（平成24年度予算額）</b>  ・公園施設整備 687,937千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  平成18年度以降に防災設備を整備した公園  かまどベンチ5公園（9基），防災ベンチ5公園（9基）  マンホールトイレ12公園（24基）  平成22年3月 新たな「京都市緑の基本計画」策定  平成23年5月 「第1次 京（みやこ）のみどり推進プラン」策定</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	171
要 望 内 容	回 答		
171 災害危険箇所における要配慮者利用施設の対策を強めること。	<p>○ 河川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設については、水災情報システムの情報伝達機能を活用して気象情報、洪水予報、土砂災害警戒情報等を伝達し、災害に対して迅速かつ適切な対応がとれるよう、情報伝達体制の構築に取り組んでまいります。</p> <p>○ 要配慮者利用施設の管理者に対しては、引き続き、防災知識の習得等の防災指導の充実強化に努めてまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 2 1 年度 要配慮者利用施設の管理者用に啓発媒体作成、配付  水災情報システムの情報伝達機能への登録を指導するとともに登録された要配慮者利用施設等に気象、河川水位等の情報伝達を開始  平成 2 2 年度 京都市防災マップ（水災害編）配付</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	172
要 望 内 容	回 答		
172 「京都市水共生プラン」を条例化し、全庁的な取り組みを強めること。	<p>○ 「京都市水共生プラン」の推進に向けた全庁的な取組としては、「京都市水共生プラン推進会議」を毎年度開催し、行動計画の策定及び本市公共事業における雨水流出抑制施設の整備促進を図るなど、取組を進めております。平成23年度からは、京都が水に対する意識の高いまちとなることを目指し、次世代を担う子供たちに、川や水害のことをもっと知ってもらうため、水共生学習会を開催しており、今後も、更なる啓発に努めてまいります。</p> <p>○ 雨水流出抑制に係る条例化については、災害の誘発や建物への悪影響などが懸念される貯留、浸透施設の設置場所の特定、浸透効果の発現性、浸透機能の維持、住民にとってのメリットといった課題の抽出や事業者や市民の合意を得ることが必要であると考えており、慎重に検討を進めてまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成16年 3月 「京都市水共生プラン」策定</p> <p>平成17年 4月 「京都市雨水流出抑制対策実施要綱・細目」施行</p> <p>平成17年 8月 「京都市水共生プラン行動計画」策定（※以降毎年度策定）</p> <p>平成17年10月 「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」施行</p> <p>平成18年 8月 啓発チラシ「雨水流出抑制のススメ」発行</p> <p>平成20年 3月 「京都市水共生プラン（概要版）リーフレット」発行</p> <p>平成21年 3月～平成22年7月末 「水に関するアンケート」を実施</p> <p>平成21年 8月 シンボルマークの運用を開始し、利活用について関係所属に周知</p> <p>平成22年10月 水に関する支援制度を取りまとめたポスター、チラシ「もっともっと、水を身近に！水共生ecoプラン」を発行</p> <p>平成23年6月、10月 水共生学習会等を開催</p>		

平成 2 4 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7 3
要 望 内 容	回 答		
173 集中豪雨による河川の急な増水への対策を強めること。内水災害を含め浸水常習地域の計画的な改修をすすめること。	<p>○ 本市では、都市部を流れる河川流域における治水安全度向上を目的として、概ね 10 年に 1 回の確率で起こりうる大雨に対応する都市基盤河川改修事業を下水道事業とも連携を図りながら実施しております。今後も、早期の治水効果発現を目指して改修事業を鋭意進めてまいります。</p> <p>○ 公共下水道事業においては、浸水発生地区を中心に浸水被害の解消を図っております。特に、重大な被害が予想される地下街等においては、雨水幹線の整備等により重点的に浸水被害の最小化を図ってまいります。今後も、概ね 10 年に 1 回の確率で起こりうる大雨に対する浸水安全度の向上のため、浸水対策事業を推進してまいります。</p> <p><b>(平成 2 4 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤河川改修事業 9 6 6, 6 0 0 千円</li> <li>・公共下水道事業 (浸水対策) 2, 0 1 2, 0 0 0 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>昭和 4 5 年度～ 都市基盤河川 (旧都市小河川) 改修事業実施</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 7 4
要 望 内 容	回 答		
174 地下街・地下鉄駅などの浸水被害を防ぐため十分な対策を引き続き講じること。	<p>○ 地下街等の地下施設については、その管理者等に対して、浸水時の避難確保計画の作成、避難訓練の実施などを指導しており、集中豪雨や台風等により浸水発生のおそれのあるときは、水災情報システムを活用して気象情報や避難情報を伝達し、迅速な避難を促すなど、引き続き浸水被害を防ぐための対策を行ってまいります。</p> <p>○ 浸水発生時に重大な被害が予想される地下街等については、重点的に雨水幹線等の整備を進めるなど浸水被害の最小化を図ってまいります。</p> <p><b>(平成 2 4 年度予算額)</b>  ・公共下水道事業（浸水対策） 2, 0 1 2, 0 0 0 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 1 8 年度～ 地下施設に対する避難確保計画の作成指導  平成 2 1 年度 水災情報システムの情報伝達機能への登録を指導するとともに登録された地下施設に気象、河川水位等の情報伝達を開始</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	175
要 望 内 容	回 答		
175 防災用器材の配備，保管場所の確保，活動支援など援助を強めること。	<p>○ 町内版の防災計画である身近な地域の市民防災行動計画は，市内のほぼ全ての自主防災部で策定されており，この取組を推進していく中で，地域の実情に応じて防災器材等を充実していただくことなどを指導しております。</p> <p>一方で，自主防災活動に対する助成金の交付をはじめ，消防活動総合センターの訓練施設を活用したより実践的な防災訓練を実施するなど，自主防災組織の防災活動に対する支援を進めてまいります。</p> <p>また，防災に関する高度な知識・技術を持った地域防災活動の指導者的役割となる人材の育成にも努めてまいります。</p> <p><b>（平成 2 4 年度 予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織活動助成金 11,350 千円</li> <li>・ 自主防災組織の育成指導 9,250 千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組）</b></p> <p>○ 身近な地域の市民防災行動計画は，全6,279 自主防災部中，6,276 自主防災部で計画を策定済み（99.9%）（平成 23 年 12 月 31 日現在）</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	176
要 望 内 容	回 答		
176 統合対象校と元小・中学校も耐震化を実施すること。幼稚園，高校の耐震改修計画を作成し早急を実施すること。天井・壁・照明器具についても全校調査を行い，改修計画をたてて至急実施すること。	<p>○ 学校施設の耐震化については，改築や学校統合等の計画のある学校を除いて，平成23年度中に耐震補強工事が完了する予定であり，とりわけ幼稚園は全園，高校は9校中6校の耐震化が完了します。また，学校統合に伴う閉校施設の耐震化については，平成23年度中に耐震診断が終了する予定であり，その結果を踏まえて対応を検討してまいります。</p> <p>○ なお，学校施設の天井や壁，照明器具など非構造部材の耐震化については，教職員による日常的な点検に加え，専門家による点検を計画的に実施しており，その結果を踏まえ，必要度・緊急度に応じて，対応してまいります。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 7 7
要 望 内 容	回 答		
177 消防車，消防職員，消防団など人員と装備の両面で 増強し，救急隊の増隊を急ぐこと。	<p>○ 消防救急体制の増強については，平成 2 4 年 4 月に，東寺消防出張所に救急隊を配置するとともに，引き続き消防活動総合センターの活用による，高度な知識と能力を備えた職員の育成を進めます。</p> <p>○ 消防団については，幅広い募集活動等により団員の確保に努めるとともに，活動装備品の軽量化など，地域特性や消防団の活動に即した，より高性能・高機能な装備，器材，被服の配備に努めてまいります。</p> <p><b>(平成 2 4 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防自動車整備 2 4 0, 2 0 0 千円</li> <li>・消防防災通信ネットワークの推進 5 3 5, 0 0 0 千円 <b>【充実】</b></li> <li>・震災対応能力の充実 1 7, 0 0 0 千円 <b>【充実】</b></li> <li>・消防団管理 3 5 2, 8 0 0 千円</li> <li>・消防団車両 9, 5 0 0 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 2 年 1 0 月 塩小路消防出張所を整備し，特殊災害に対応できる救助隊を新たに配置</p> <p>平成 2 2 年 1 2 月 大原消防出張所を移転・整備し，救急隊を新たに配置</p> <p>平成 2 3 年 9 月 消防ヘリコプターの 2 4 時間運航を開始</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	178
要 望 内 容	回 答		
178 消防職員の休憩設備の充実など，労働条件の改善をはかること。	<p>○ 消防職員の勤務環境については，全消防署の仮眠室の個室化を完了し，現在は，便所の一部洋式化や女性消防吏員の浴室整備などを順次行っております。今後とも，消防職員の勤務環境の改善に努めてまいります。</p> <p>(平成24年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署所整備 110,000千円</li> </ul>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 7 9
要 望 内 容	回 答		
179 消防団の器具庫・詰所は京都市が責任を持って耐震化と拡充をすすめること。消防団員の報酬制度の導入や出動手当の引き上げなど待遇改善にいっそう努めること。また、水防団員の待遇改善をすすめること。	<p>○ 消防団施設の耐震化については、補助制度を優先的に活用し、消防分団長をはじめ地元の方々と緊密な連携のもと、耐震化の促進を図ってまいります。</p> <p>○ 消防団員の処遇改善については、活動装備品の軽量化など、より高性能・高機能な装備、器材、被服の配備に努めているところです。また、消防団の活動実態にあった手当となるよう、手当支給の基準及び対象範囲の見直しを行っております。今後も社会情勢の動向を見据えたうえで、消防団員の処遇改善に努めてまいります。</p> <p>○ 本市では近隣市町と一部事務組合を結成し、水防事業を実施しております。水防団員の出動手当の引き上げ等の待遇改善については、社会の動向等を勘案し、適切な対応を行うよう努めてまいります。</p> <p><b>(平成 2 4 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団施設新築等補助金 2 5, 0 0 0 千円</li> <li>・水防組合負担金(事務組合負担金) 1 4, 0 9 7 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;消防団&gt;</p> <p>平成 1 3 年度～平成 1 7 年度 消防団施設の耐震診断を実施</p> <p>平成 1 8 年度 消防団施設の補助制度を改正し、耐震診断の結果、改修が必要とされた消防団施設の修繕に対する補助を充実(補助上限額: 1 3 0 万円 → 3 5 0 万円, 補助率: 3 分の 2 → 5 分の 4)</p> <p>平成 1 8 年度～平成 2 2 年度 耐震改修に関する具体的なアドバイスを行う耐震化アドバイザーの派遣事業を実施</p> <p>平成 2 0 年度 LED 携帯ライトの配備</p> <p>平成 2 1 年度 作業服装を活動服装に全面改正</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 7 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 2 年度 半袖活動服及び新型防寒衣の導入，応急手当普及員資格を持った団員による普通救命講習実施時の手当を新設</p> <p>&lt;水防事務組合&gt; 澱川右岸水防事務組合，桂川・小畑川水防事務組合においては，毎年 3 月に水防定例会（予算議会），5 月に合同水防訓練，7 月に水防協議会，1 1 月に水防定例会（決算議会），水防研修会を行っています。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	1 8 0
要 望 内 容	回 答		
<p>◆安心して住み続けられるまちづくりを</p> <p>180 市営住宅は、既存住宅の建て替えとともに、新規建設をすること。空き家整備をいっそう促進し、旧「改良住宅」もふくめ、空き家公募戸数を増やすこと。</p>	<p>○ 「京都市住宅マスタープラン」においては、公営住宅の管理戸数は現状程度に留めることとしています。</p> <p>また、市営住宅を長く有効に活用するため、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅の建替えは最小限に抑えるとともに、適切な維持管理と改善を進めてまいります。</p> <p>○ 改良住宅も含めた市営住宅の空き家整備については、迅速かつ効率的な空き家整備を進め、今後とも、公募戸数の確保に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅ストック総合改善事業 1, 5 9 4, 9 6 0 千円</li> <li>・市営住宅管理運営 4, 2 2 0, 1 1 7 千円</li> </ul>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 8 1
要 望 内 容	回 答		
181 市営住宅の入居収入基準の見直しにあたっては、本市独自の基準を設定し、国基準を上回る収入層についても入居を可能とすること。	○ 市営住宅の入居収入基準については、平成 2 1 年度に国において基準が見直され、現在、5 年間の経過措置期間中であることも踏まえ、検討してまいります。		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 8 2
要 望 内 容	回 答		
182 耐用年数をこえた風呂釜及び畳など修繕費が高額になる部分については、公私の負担区分を見直すこと。	<p>○ 修繕の公費負担区分については、京都市市営住宅条例により、構造上重要な部分やライフラインの維持に要する部分以外の修繕に係る費用は、入居者の負担としており、本市の厳しい財政状況から畳などの修繕負担区分を見直すことは考えておりません。なお、風呂釜につきましては、修繕負担区分の見直しを今後検討してまいります。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 8 3
要 望 内 容	回 答		
183 市営住宅へのエレベーター設置を，独自の計画をもってすすめること。エレベーターのない中層住棟入居者の低層への住み替えについては，新たな敷金を求めないこと。	<p>○ 市営住宅のエレベーター設置については，「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき進めてまいります。</p> <p>○ 市営住宅の住宅変更は，新たな住戸に入居していただく制度であり，敷金は住戸ごとに入居の際に負担していただくものです。そのため，住み替え前の住戸の敷金は清算し，新たな住戸の敷金の納付をお願いしています。</p> <p><b>(平成 2 4 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅ストック総合改善事業 1, 5 9 4, 9 6 0 千円</li> </ul>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 8 4
要 望 内 容	回 答		
184 旧「改良住宅」については、風呂やエレベーターを設置するなど、抜本的な改修をすすめること。	<p>○ 改良住宅を含む市営住宅への浴室やエレベーターの設置については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき進めてまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅ストック総合改善事業 1, 5 9 4, 9 6 0 千円</li> </ul>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	185
要 望 内 容	回 答		
185 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度の助成件数を増やすこと。分譲マンションの消火栓および給排水管の改修に対する助成制度を創設すること。	<p>○ 分譲マンション共用部分のバリアフリー化については、安心して住み続けられる住宅ストックの形成に向け、平成22年度に「分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度」を創設しました。平成23年度から助成件数を増やし、充実を図っています。</p> <p>○ 分譲マンションにおける屋内消火栓設備などの消防用設備や給排水管の改修については、所有者又は使用者で管理いただくことが原則となっているため、公平性の観点からも助成制度を創設することは困難と考えています。</p> <p>なお、消防用設備の改修の必要性が認められる場合には、他の用途の施設と同様に、改修の必要性などが十分に理解されるよう管理組合等の関係者に対して説明するとともに、関係者の負担により改修されるよう指導を続けてまいります。</p> <p><b>(平成24年度予算額)</b></p> <p>・分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業 7,000千円</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 8 6
要 望 内 容	回 答		
186 葬儀場建設による住環境への影響をふまえ、新たな立地規制や住民合意の形成に役立つ条例を制定すること。	<p>○ 事業者に対しては、「京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱」に基づき、中高層条例より早い段階から周辺住民に周知することや建築計画上の措置等を求め、指導しています。</p> <p>これまでも、事業者の協力により要綱の内容が守られていることから、今後も、要綱による指導を継続してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 1 7 年 8 月 「京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱」の制定  平成 2 1 年 1 2 月 同要綱の改正（指導の対象となる規模要件の撤廃等）</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

187 既存商店街の存続を脅かすキンビール工場跡地への大型商業施設等の開発計画は、白紙に戻すこと。

○ キンビール京都工場跡地については、飛躍的に向上する交通利便性をいかした複合的な都市機能の導入による新たな拠点を形成する地区として位置付けており、当該開発構想は、京都市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針や都市再生緊急整備地域の地域整備方針に沿ったものです。現在、土地区画整理事業の完了に伴い、用途地域等を変更し、地域では地区計画等で定められた方針に沿ったまちづくりが進められており、本市としても、関係法令に基づき、今後とも適切に指導してまいります。

**(経過・これまでの取組等)**

平成14年10月 都市再生緊急整備地域に指定  
平成15年 2月 地区計画を都市計画決定（地区計画の方針のみ）  
7月 まちづくり条例開発構想届  
平成16年 9月 地区計画を変更（地区整備計画の追加）  
平成19年 3月 土地区画整理事業の着手  
平成20年10月 J R桂川駅開業  
平成22年 3月 土地区画整理事業の完了  
5月 用途地域、高度地区、地区計画の変更  
平成23年10月 オムロンヘルスケア社新社屋完成

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 8 8
要 望 内 容	回 答		
188 四条通の歩道拡幅・2車線化については、都市計画決定先にありきではなく、関係者の合意形成をはかること。	<p>○ 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化等については、地元住民や商業者、関係事業者等で構成する「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議等において、意見交換を重ねてまいりました。またバス及びタクシー事業者、物流業界に対しては、個別に説明、協議を行うとともに、地元住民に対しては区役所と連携しながら、学区単位に説明会を開催するなど、合意形成に向けて取り組んでまいりました。今後も、引き続き、地元住民や関係者としてしっかり協議・調整を行いながら、事業を進めてまいります。</p> <p><b>(平成 2 4 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 3 2, 0 0 0 千円【充実】</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 1 8 年 5 月 「歩いて楽しいまちなか戦略」推進協議会設置  平成 1 9 年 1 0 月 四条通周辺で交通規制を伴う交通社会実験実施  平成 2 1 年 3 月 四条通歩道拡幅に係る道路予備設計を完了  平成 2 2 年 1 1 月～平成 2 3 年 3 月  四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた四条通の交通社会  実験実施  平成 2 4 年 1 月 京都市都市計画審議会承認  都市計画決定</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	189
要 望 内 容	回 答		
189 京都駅南口駅前広場の整備計画の実施にあたっては、タクシー事業者など関係者の意見を十分に聞き、合意のもとにすすめること。	<p>○ 京都駅南口駅前広場については、平成23年3月に策定した京都駅南口駅前広場整備計画に基づき、「国際文化観光都市・京都」、「歩くまち・京都」の玄関口にふさわしい、交通結節機能の向上や安全で快適な歩行者空間の創出など利用者の視点に立った広場の整備に向け、交通管理者や交通事業者等の関係機関・関係団体と協議・調整を重ねながら予備設計・測量を進めています。</p> <p>平成24年度は、都市計画決定を経て更に詳細な設計を進め、平成25年度の工事着手に向け、地球温暖化対策の視点も考慮しながら、取り組んでまいります。</p> <p><b>(平成24年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都駅南口駅前広場の整備 103,000千円【充実】</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成21年 5月 駅前広場の利用実態調査を実施  6月 駅前広場の整備計画に関する「研究会」（学識経験者、有識者、京都府警及び市内関係部長等により構成）を設置  10月 駅前広場周辺の交通量調査を実施</p> <p>平成22年 4月～ 5月 第1回市民意見募集（整備計画の考え方、イメージ）  7月～ 8月 第2回市民意見募集（施設配置案）</p> <p>平成23年 3月 「京都駅南口駅前広場整備計画」の策定  5月 予備設計に着手</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	190
要望内容	回答		
190 小型循環バス等の運行など、交通不便地域対策を具体化すること。雲ヶ畑地域住民の足を確保すること。	<p>○ 交通不便地域における生活交通については、「歩くまち・京都」総合交通戦略の先行実施プロジェクトとして、平成21年6月に学識経験者をはじめ、交通事業者、行政機関によって構成する「公共交通不便地のあり方検討ワーキンググループ」を設け、検討を行ってきました。</p> <p>○ さらに、北区雲ヶ畑地域をケーススタディとして、平成22年7月に地域住民の代表や学識経験者、バス事業者、区役所等の行政機関で構成する「雲ヶ畑地域における公共交通のあり方検討会議」を設置し、地域住民の交通手段等を把握してまいりました。</p> <p>○ 北区雲ヶ畑地域の生活交通について、地域住民と区役所等の行政機関が連携して検討を進めた結果、平成24年4月以降、京都バスに替わる新たな生活交通が導入されることになりました。</p> <p>○ 今後は、雲ヶ畑地域で検討してきた知見を活かし、地域住民や関係機関と連携し、地域の特性に応じた交通不便地域対策を検討してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成21年 6月 公共交通不便地域のあり方検討ワーキンググループの設置  平成22年 7月 雲ヶ畑地域における公共交通のあり方検討会議の開催  10月 雲ヶ畑地域の生活交通を維持するためのアンケート調査の実施  平成23年 5月 京都バスが雲ヶ畑地域からのバス路線撤退を表明  9月 京都バスが国土交通省に路線廃止の届出を提出  平成24年 1月 新たな生活交通の導入について、雲ヶ畑地域における公共交通のあり方検討会議で合意</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	191
要 望 内 容	回 答		
191 新たな交通バリアフリー構想の策定にあたっては、「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むとともに、いっそうのバリアフリー化を促進すること。	<p>○ 「新・京都市交通バリアフリー全体構想（仮称）」を策定するために設置した「京都市交通バリアフリー推進検討会議」において、これまで、「引き続き改善方策を検討する地区」に位置付けられ、バリアフリー化が見送られてきた旅客施設を含む10地区を、バリアフリー化を重点的かつ一体的に整備する「重点整備地区」に選定しました。平成23年度内にパブリックコメントを経て、新全体構想を策定し、平成24年度以降、順次「重点整備地区」ごとに、「バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定し、着実にバリアフリー化を推進してまいります。</p> <p><b>（平成24年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅等のバリアフリー化の推進 17,800千円【充実】 （新全体構想の推進、バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定（2地区））</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成14年10月 「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定 平成15年度～平成20年度 重点整備地区ごとに「移動等円滑化基本構想」の策定</p> <p>平成22年度 平成14年の全体構想で選定した「重点整備地区」の旅客施設のバリアフリー化が完了</p> <p>平成23年 7月 「京都市交通バリアフリー推進検討会議」の設置 12月 「重点整備地区」10地区11旅客施設の選定</p> <p>平成24年 1月～ 2月 「新全体構想」素案に係るパブリックコメントの実施</p> <p>平成24年 3月 「新全体構想」の策定（予定）</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	192
要 望 内 容	回 答		
192 アスベスト対策は、労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、全ての健康被害者を対象にすること。	<p>○ アスベストの健康被害については、過去も含め石綿の製造等に従事されたことのある労働者等に対する健康診断、健康管理手帳、労災補償等の問合せ受付、相談が各労働局等で実施されているほか、平成22年7月の石綿健康被害救済法一部改正により、救済給付の対象となる疾病が拡大されております。今後とも、国の動向を注視してまいります。</p>		

平成 2 4 年度予算要望に対する回答		NO.	1 9 3
要 望 内 容	回 答		
<p>◆上下水道事業の充実を 193 上下水道事業は公営を堅持し，安くて安全な水を供給すること。</p>	<p>○ 上下水道事業については，「京（みやこ）の水ビジョン」及び「中期経営プラン」等の上下水道事業の経営戦略に基づき，今後も地方公営企業として効率的な経営を行い，財政の健全化を図り，安全・安心で低廉な水道水を安定して供給してまいります。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  平成19年12月 「京（みやこ）の水ビジョン」策定  「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2008－2012）」策定  平成21年 3月 「京都市上下水道局 企業改革プログラム」策定</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 9 4
要 望 内 容	回 答		
194 最低使用水量を見直し，基本料金を引き下げること。	○ 今後も水需要の減少傾向が見込まれる中，基本水量，基本料金の引き下げは，経営改革を推進しているものの財政への影響が大きく，現状では困難であると考えております。		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	195
要 望 内 容	回 答		
195 料金滞納者については、親切・ていねいな対応を行うとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。機械的停水措置はとらないこと。	<p>○ 水道料金等の滞納があるお客様については、督促状を送付するだけでなく、徴収委託業者の訪問による支払督促を行っております。その訪問後、お支払がない場合は、局職員が訪問し督促及び給水停止の予告を行いますが、給水停止を実施するまでに面談や相談を重ねることとしております。その中で分割納付等のお支払い方法を含めてお客様と協議するなど親切・丁寧な対応を行っており、機械的な給水停止を行うことはありません。</p> <p>○ お客様が真に生活に困窮している場合には、福祉事務所の紹介やケースワーカーとの協議を行うなど、それぞれの世帯の生活実態に合わせて、丁寧な相談と対応を行っております。</p> <p>○ さらに、保健福祉局の職員を講師とした生活困窮者を取巻く社会情勢や生活保護世帯等への対応などについての上下水道局営業所職員を対象にした研修を行い、保健福祉局と上下水道局において連携を深めているところです。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 2 1 年 1 1 月 京都市における福祉行政の現状について研修を実施  平成 2 2 年 1 2 月 京都市における福祉行政の現状について研修を実施  平成 2 3 年 1 1 月 京都市における福祉行政の現状について研修を実施</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 9 6
要 望 内 容	回 答		
196 未規制物質についても，国や淀川水系の自治体と連携し，調査を継続し，安心安全の水道水の供給を図ること。	<p>○ 本市では，水道水及び水源である琵琶湖湖水について，医薬品やPFOA等，生体に影響し水道原水又は水道水を汚染する可能性のある物質の実態調査を継続して行うとともに，国，大学及び他事業体と連携し，引き続き，未規制物質に関する情報収集，調査協力を行い，安全・安心な水道水を供給してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成19年 7月 原水及び給水におけるPFOA等の測定を開始  平成20年12月 原水及び給水における医薬品の測定を開始  平成22年 9月 給水におけるNDMAの測定を開始</p> <p>※PFOA・・・パーフルオロオクタン酸。過フッ素化合物類の一つであり，フッ化ポリマーの製造時に用いられる助剤である。</p> <p>※NDMA・・・N-ニトロソジメチルアミン。農薬，ゴム製品，食品加工，染料等の製造時の副生成物であり，一部の農薬にも含まれていることが報告されている。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 9 7
要 望 内 容	回 答		
197 下水道の合流式改善や大規模雨水幹線など，上下水道事業の建設改良事業については，市民に情報を十分公開し，必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い過大とならないようにすること。	○ 上下水道事業の管きよ等の整備に当たっては，事業の内容や進ちょく状況等についてホームページ上で公開するなど，市民への情報提供に取り組むとともに，本市の厳しい財政状況を踏まえ，事業の必要性等を十分検討し，事業を推進してまいります。		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	198
要 望 内 容	回 答		
198 水道・下水道などライフラインの耐震化，老朽管の布設替えを早急に行うこと。国にも財政措置を求めること。	<p>○ 水道事業では，地震対策の一環として，既設の導水管，送水管及び配水管の布設替えに併せた耐震化，配水幹線の相互連絡管等の布設など，水道管路の耐震性向上に取り組んでまいりました。今後は，老朽化した配水管の布設替えをより一層促進するとともに，平成24年度及び25年度の2箇年で洛西地域の腐食対策を完了させるなど，引き続き水道管路の更新に伴う耐震化を推進してまいります。</p> <p>○ 公共下水道事業についても，「京都市下水道地震対策緊急整備計画」に基づいて引き続き，ライフラインの耐震化並びに老朽管の更生及び布設替えを実施してまいります。</p> <p>○ 国に対しても，耐震性の向上等に対する財政支援の拡充を求めてまいります。</p> <p><b>(平成24年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道施設整備事業 9,800,000千円</li> <li>・公共下水道事業(改築更新) 9,830,000千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成8年度～ 下水道経年管対策事業開始</p> <p>平成20年2月 「上水道施設整備事業計画(平成20年度～平成24年度)」の策定</p> <p>平成21年 「蹴上浄水場及び新山科浄水場における緊急遮断弁設置工事」に係る国庫補助金交付決定</p> <p>水道事業に係る「老朽管更新事業」国庫補助金交付決定</p> <p>平成21年1月 「京都市下水道地震対策緊急整備計画」(平成20年度～平成24年度)の策定</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	199
要 望 内 容	回 答		
199 汚水資本費補助金を復活すること。	<p>○ 公共下水道事業における汚水資本費補助金については、急速な下水道整備による資本費の増加に対する下水道使用料の大幅な値上げを抑制するために創設された補助金であり、企業債償還のピークを過ぎた段階では、その役割を果たしたものと考えております。当該補助金がなくても、下水道使用料等により、安定した経営が行えるよう、事業の効率化に努めてまいります。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	200						
要 望 内 容	回 答								
200 鉛管の取替えを早急に完了させること。そのため国の補助制度の充実を求めること。宅地内の鉛管取替えの補助制度の周知徹底をはかり、限度額を引き上げること。	<p>○ 鉛製給水管の取替えについては、「京（みやこ）の水ビジョン」において、平成 2 9 年度末までに道路部分の鉛製給水管をすべて解消することを目標としており、これに向け、起債を利用し、単独取替工事件数を大幅に拡大しております</p> <p>○ 国に対しては、鉛製給水管の早期解消を促進するための財政支援制度の創設を引き続き求めてまいります。</p> <p>○ 鉛製給水管取替工事助成金制度については、利用の促進を図るため、「鉛製給水管ご使用のお知らせ」はがきの発送や、平成 2 2 年度に実施した助成金制度の利用に関するアンケートの結果を踏まえ制度の対象となる市民への訪問を行っております。</p> <p>○ 平成 2 4 年度においても、市民への訪問による啓発を更に充実し、当該制度の周知徹底とその促進を図ってまいります。</p> <p>○ 助成額については、同様の制度を実施している他都市と比べても遜色のないものとなっていることから限度額の引き上げは、考えておりません。</p> <p><b>(平成 2 4 年度予算額)</b></p> <table> <tr> <td>・鉛製給水管単独取替事業</td> <td>1 2, 6 0 0 件</td> <td>3, 0 0 0, 0 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td>・鉛製給水管取替工事助成金</td> <td>7 0 件</td> <td>3, 5 0 0 千円</td> </tr> </table> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 1 9 年 1 2 月 「京（みやこ）の水ビジョン」の策定</p> <p>平成 2 1 年度 起債を利用し、鉛製給水管単独取替事業を 9, 0 0 0 件まで拡大（平成 2 0 年度 2, 0 0 0 件）</p> <p>平成 2 2 年度～ 鉛製給水管単独取替事業を 1 2, 0 0 0 件に拡大</p> <p>平成 2 4 年度～ 鉛製給水管単独取替事業を 1 2, 6 0 0 件に拡大</p>			・鉛製給水管単独取替事業	1 2, 6 0 0 件	3, 0 0 0, 0 0 0 千円	・鉛製給水管取替工事助成金	7 0 件	3, 5 0 0 千円
・鉛製給水管単独取替事業	1 2, 6 0 0 件	3, 0 0 0, 0 0 0 千円							
・鉛製給水管取替工事助成金	7 0 件	3, 5 0 0 千円							

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0 1
要 望 内 容	回 答		
201 地域，簡易水道への国庫補助制度の存続を国に求めること。高額住民負担が伴わないよう簡易水道への補助制度を新設すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大原地区及び京北地区の簡易水道施設の再整備を実施していくうえで，財政支援は不可欠であり，国に対してその制度の存続を求めてまいります。</li> <li>○ 住民負担については，既に，一般会計から多額の繰出しを行うことで軽減を図っており，補助制度を新設することは厳しい状況でございます。</li> </ul>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0 2
要 望 内 容	回 答		
<p>八 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を</p> <p>◆公営交通を軸にした交通体系で市民の足を守ること</p> <p>202 国に対して、市民の足を守るため次の点を求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事業にかかわる規制緩和を撤回し、公共交通を守る法改正を行うこと。</li> <li>・ 市バス事業に対する国の補助制度を確立すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規制緩和の是非は国政における交通政策上の問題です。市バス事業は、市域のバス輸送の 8 5 パーセントを担っており、市内の民間バス事業者の理解と協力を求めながら、京都市民の足を守ってまいります。</li> <li>○ バス事業に対する国庫補助制度の要望については、平成 2 3 年 7 月の「平成 2 4 年度 政府施策に関する要望書」や「大都市交通事業に関する要望」などで要望しており、今後も引き続き、補助制度の確立に向け国に働きかけてまいります。</li> </ul>		

平成24年度予算要望に対する回答

NO.

203

要 望 内 容

回 答

203 日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。  
市内全域を均一区間とすること。

○ 市バス・地下鉄の運賃値下げについては、これによる減収分を補うだけのお客様の増加は難しく、更に厳しい経営状況に立ち至ることが懸念されることから、運賃の値下げは困難です。

なお、御指摘の「日本一高い運賃」については、他都市と比べて相対的に運賃が割安になる場合もあり、一概には言えないと考えております。

○ 均一運賃区間の拡大を実施しようとした場合、周辺地域と市内中心部を結ぶ路線において競合する民営バス事業者に与える影響が大きいこと、また、均一運賃区間外のみを利用するお客様にとっては値上げになる場合があることから、慎重に検討を進めていく必要があると考えております。

(経過・これまでの取組等)

※参考 地下鉄普通運賃の他都市比較

(単位 円)

	営業キロ (km)																						直近の 改定時期
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
京都市	210	250			280			310			340						平成18年1月						
福岡市	200	250			290			320			340			360	平成9年6月								
仙台市	200	240		290		320		350			平成8年6月												
札幌市	200	240		280			310			340			360	平成9年4月									
大阪市	200	230		270			310			360			平成9年7月										
神戸市	200	230		260		300		330		360		390		平成11年8月									
横浜市	200	230		260			290			320			350		平成9年9月								
名古屋市	200	230		260			290			320						平成8年4月							

注1  部分は、京都市よりも運賃が高い区間を示す。  
 注2  部分は、京都市と運賃が同額の区間を示す。  
 注3  部分は、当該事業者の営業キロを超える部分であり、運賃設定がない。  
 注4 直近の改定時期は、消費税のみの改定(仙台市平成9年4月)を除く。

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	204
要 望 内 容	回 答		
204 バス運転手の「若年嘱託制度」を廃止し、正職員とすること。	<p>○ 若年嘱託制度については、運転技術やお客様接遇に優れた優秀な職員を確保するため、平成12年度から導入しているものです。引き続き、交通事業の経営健全化を図るため、今後とも、若年嘱託制度により人件費の増加を抑えつつ、優秀な職員の確保に努め、市民の足である市バス事業を守ってまいります。</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	205
要 望 内 容	回 答		
205 「管理の受委託」は撤回すること。安全走行を考慮した勤務となるよう委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として責任を果たすこと。	<p>○ 管理の受委託については、路線、運賃、ダイヤの決定に本市が責任を負いつつ、市バスの運行を民間バス事業者に委託することで、事業の効率化を図りながら市バスネットワークを維持するための方法と判断しております。</p> <p>○ 委託先の労働条件については、国土交通省の通達により、雇用等の労働条件に関して各社の労働組合との合意が必要とされていることから、運転士の具体的な労働条件は各社の責任の下、労働関係法令を遵守した上で取り決められているところです。</p> <p><b>(平成24年度予算額)</b></p> <p>・管理の受委託 委託料 4,792,259千円</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0 6
要 望 内 容	回 答		
<p>206 市バスの走行困難箇所の改善，公共車両優先システムや専用・優先レーンの拡充など，公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し，走行環境を改善すること。</p>	<p>○ 市バスの走行環境改善については，今後も引き続き，京都府警察に対して，PTPS（公共車両優先システム）の設置拡大及びバス専用レーンの充実を強く要請するとともに，平成23年3月に運用を開始したドライブレコーダーも活用して，バス専用レーンの徹底，違法駐停車の取締りに向けて関係機関と連携して取り組んでまいります。</p> <p>なお，ドライブレコーダーについては，平成24，25年度の2箇年で全車両に導入し，更なる活用を図ってまいります。</p> <p><b>（平成24年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T P S 車載機取付 5, 7 5 2 千円</li> <li>・ 専用レーン啓発 1, 5 2 4 千円</li> <li>・ ドライブレコーダー搭載費用 9 0, 5 0 0 千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成21年7月に京都府知事と京都市長との懇談会において，PTPS（公共車両優先システム）の適用区間を従来の北大路バスターミナルから九条車庫までの区間11.5kmに加え，北大路バスターミナルから京都市役所前までの区間4.6kmにも拡大することで合意し，平成22年3月29日に運用開始となりました。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

207 生活支援路線への補助制度を確保し、補助金を復元すること。

○ 市バス74系統のうち45系統が、市民生活に不可欠であるものの民営バス並のコストで運営しても赤字となる生活支援路線であり、これを維持するため、引き続き、補助金を継続しますが、平成24年度は地下鉄事業への支援を更に拡大するため、総額の縮減を図ることとしております。

**(平成24年度予算額)**

・生活支援路線補助金 462,000千円

**(経過・これまでの取組等)**

平成16年度から、民営並みコストで運営してもなお生じる赤字額（①路線全体が赤字となる系統及び②路線全体が黒字でも旧市電外郭線外は赤字が生じている系統の赤字額）について、補助金を措置

平成21年度からは、上記②に該当する系統の赤字額を補助の対象外とした。

## 生活支援路線補助金額の推移

年 度	補助金額	補助対象系統数/全系統数
平成20年度	1,094,000千円	40系統/74系統
平成21年度	924,000千円	34系統/74系統
平成22年度	924,000千円	37系統/74系統
平成23年度	924,000千円	35系統/74系統
平成24年度	462,000千円	33系統/74系統

平成 2 4 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 0 8
要 望 内 容	回 答		
208 市バス・地下鉄の利用促進をはかるために、バス待ち環境や乗り継ぎの改善を行うこと。	<p>○ バス待ち環境の改善については、バスロケーションシステムの設置を順次進めており、バス停留所1, 575箇所のうち285箇所（平成23年12月末現在）に設置しております。</p> <p>また、平成21年度から広告付きバス停留所上屋整備事業に取り組み、積極的に上屋やベンチの整備を進めているところであり、今後もバス待ち環境の向上に努めてまいります。</p> <p>○ 乗継改善については、引き続き、平成24年3月のダイヤ改正においても、地下鉄をはじめとする鉄道との乗継利便性の向上を図り、より多くのお客様に御利用いただけるよう積極的に取り組んでまいります。</p> <p><b>(平成24年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスロケーションシステム設置 9,000千円</li> <li>・バス停留所ベンチ設置 4,000千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>広告付きバス停 45箇所設置済（平成23年12月末現在累計）  ベンチの設置（新設・更新） 100箇所（平成22年度）  79箇所（平成23年12月末現在）</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	209
要 望 内 容	回 答		
209 伏見区及び左京区内全域から総合庁舎が利用できるバス路線をつくること。	<p>○ 左京区総合庁舎へのアクセスについては、旧庁舎のあった吉田地区からのアクセスはもとより、岩倉・上高野方面からのアクセスについても考慮して、可能な限り公共交通を利用して来庁できるよう市バス65号系統の経路を、左京区総合庁舎前を通る経路に変更するとともに、京都バスにも協力を求め、路線を延長していただくなど、来庁される皆様の利便性確保を図りました。</p> <p>市バスによるアクセス強化については、現在のご利用状況では採算性において厳しい状況ではありますが、区役所開設から1年も経過していないことから、今後のご利用状況の推移を見守ってまいります。</p> <p>○ 伏見区総合庁舎へのアクセスについては、徒歩圏内にバス停や鉄道駅もあることから、バス路線の新設は予定しておりません。</p>		

平成 2 4 年度予算要望に対する回答		NO.	2 1 0
要 望 内 容	回 答		
210 烏丸線において、ホーム転落防止柵を早急に設置すること。	<p>○ 烏丸線全駅への可動式ホーム柵の設置については、これまで、その有効性は十分認識しながらも、事業者の負担があまりに大きく、具体化できる状況にはありませんでした。しかし、国における可動式ホーム柵の設置のための検討会の設置の動きや他事業者の先行事例なども踏まえ、費用負担の極めて重い車両改造を行わずに設置できないか検討を進めた結果、最大3駅までなら現行ダイヤを維持しつつ設置が可能と判断し、お客様が多く必要度の高い京都駅、四条駅、烏丸御池駅の3駅に設置することとしました。平成24年度は基本設計を行うこととしており、早期の供用開始を目指してまいります。</p> <p><b>(平成24年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可動式ホーム柵基本設計 5,300千円【新規】</li> </ul>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 1
要 望 内 容	回 答		
<p>211 市バス・地下鉄を利用する高齢者・障害者などへ次の対策を強めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点字ブロックの敷設や歩道の整備など，全バス停のバリアフリー化を促進すること。</li> <li>福祉乗車証の磁気カード化をすすめること。</li> </ul>	<p>○ 点字ブロックについては，道路管理者の協力の下，バス停留所 1，567 箇所のうち 632 箇所（平成 23 年 12 月末現在）に敷設しております。今後も「人にやさしいまちづくり要綱」に基づき，停留所施設を改良する時には，点字ブロックの敷設をはじめ，停留所のバリアフリー化を推進するよう取り組んでまいります。</p> <p>○ 現在の福祉乗車証は，障害者手帳に福祉乗車証シールを貼付する形で交付しており，更新がないことから，障害者手帳を紛失しない限り，長期間使用可能ですが，磁気乗車証は磁気の劣化に伴い年度ごとの更新が必要となります。</p> <p>どのような方法が，利用される方にとって最善なのかについて，厳しい財政状況を踏まえつつ，引き続き研究してまいります。</p> <p><b>（平成 2 4 年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市バス・地下鉄等福祉乗車証交付事業 1,659,493 千円</li> </ul>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	212
要 望 内 容	回 答		
212 乗客代表，市民，学者，専門家，交通労働者，行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し，市民参加の論議を行うこと。地域ごとの地域交通計画を策定すること。	<p>○ 本市では，市民委員や学識経験者，有識者，交通事業者をはじめ幅広い委員で構成した「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会や3つの検討部会，市民アンケート，シンポジウム，パブリックコメントなどを通じて，多くの市民からの貴重なご意見や関係者との議論を重ねることにより，平成22年1月に「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定いたしました。</p> <p>○ 「歩くまち・京都」の実現のため，市民委員，学識経験者，有識者，経済団体，交通事業者，行政機関など幅広い委員に参画いただいている「歩くまち・京都」推進会議と戦略に掲げる3つの柱に関する推進マネジメント会議を設置し，「歩くまち・京都」総合交通戦略を推進しています。</p> <p>○ 「歩くまち・京都」総合交通戦略では，嵐山及び東山地区の交通対策や，駅等のバリアフリー化，「歩いて楽しいまちなか戦略」などの実施プロジェクトを掲げており，その実施プロジェクトを推進するに当たっては，市民，地元住民をはじめ，関係団体，学識経験者，有識者などの参画による研究会や協議会を設置し，議論を重ねています。今後とも，市民や関係団体をはじめ，多くの方々のご意見を踏まえ，各地域の交通課題の解決に向けて取り組んでまいります。</p> <p><b>（平成24年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 10,000千円【充実】</li> <li>・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 22,000千円【充実】</li> <li>・観光地等交通対策（歩くまち京都交通需要管理システムの構築） （緊急雇用創出事業） 6,700千円【新規】</li> <li>・駅等のバリアフリー化の推進 17,800千円【充実】</li> <li>・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 32,000千円【充実】</li> <li>・「歩いて楽しい東大路」における歩行空間の創出 3,000千円</li> </ul> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進について&gt;</p> <p>平成 2 1 年度 「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定</p> <p>平成 2 2 年度 「歩くまち・京都」推進会議と推進マネジメント会議の運営 「歩くまち・京都」推進会議の運営 3つの推進マネジメント会議の運営（公共交通ネットワーク推進会議，未来の公共交通推進会議，「スローライフ京都」推進会議）</p> <p>平成 2 3 年度 効果検証のための調査・分析</p> <p>&lt;観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）について&gt;</p> <p>平成 1 3 年度 嵐山地区観光地交通対策開始</p> <p>平成 1 4 年度 嵐山地区観光地交通対策の一環としてパークアンドライドを開始</p> <p>平成 1 6 年度 東山地区観光地交通対策開始 市外（大津市（京阪電鉄浜大津駅））でのパークアンドライドを開始</p> <p>平成 1 8 年度 市外でのパークアンドライドに八幡市（京阪電鉄橋本駅）を追加</p> <p>平成 2 0 年度 市外でのパークアンドライドに長岡京市（JR長岡京駅）を追加</p> <p>平成 2 1 年度 「京都都市圏パークアンドライド連絡協議会」を設立 市外でのパークアンドライドに大山崎町（JR大山崎駅及び阪急大山崎駅）及び亀岡市（JR亀岡駅）を追加</p> <p>平成 2 2 年度 観光案内標識アップグレード検討委員会を設置 市外でのパークアンドライドに南丹市（JR園部駅）を，市内臨時駐車場として竹田駅車両基地（地下鉄竹田駅）を追加</p> <p>平成 2 3 年度 市外でのパークアンドライドに大阪府枚方市（京阪枚方市駅），寝屋川市（京阪寝屋川市駅），門真市（京阪門真市駅），大阪市（京阪中ノ島駅）を，市内臨時駐車場として鴨川パークアンドライド駐車場（地下鉄十条駅），西京区役所（阪急桂川駅）を追加</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

要 望 内 容

回 答

利用可能台数の推移

(単位：台)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市内(うち臨時*)	620 (620)	1,420 (550)	1,500 (630)	1,791 (620)	2,002 (760)
市外	901	1,292	1,673	1,786	2,760

※ 臨時とは、秋の観光ピーク時に国や民間施設等を利用して臨時に開設するパークアンドライド駐車場。

< 駅等のバリアフリー化の推進について >

平成14年10月 「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定

平成15年度～平成20年度

地区ごとに「移動等円滑化基本構想」の策定

平成22年度 平成14年の全体構想で選定した「重点整備地区」の旅客施設のバリアフリー化が完了

平成23年 7月 「京都市交通バリアフリー推進検討会議」の設置

平成23年12月 「重点整備地区」10地区11旅客施設の選定

平成24年 1月～2月

「新全体構想」素案に係るパブリックコメントの実施

平成24年 3月 「新全体構想」の策定(予定)

< 「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進について >

平成18年 5月 「歩いて楽しいまちなか戦略」推進協議会の設置

平成19年10月 四条通周辺で交通規制を伴う交通社会実験の実施

平成21年 3月 四条通歩道拡幅に係る道路予備設計を完了

平成22年11月～平成23年 3月

四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた、四条通の交通社会実験実施

平成24年 1月 京都市都市計画審議会承認

都市計画決定

(次ページに続く)

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	212
要 望 内 容	回 答		
	<p>&lt;「歩いて楽しい東大路」における歩行空間の創出について&gt;</p> <p>平成22年 7月 「歩いて楽しい東大路をつくる会」の設置</p> <p>平成23年 2月 ニュースレター「みんなでつくる「歩いて楽しい東大路」」を 発行し、「つくる会」の活動を東山区民に周知</p> <p>3月 「つくる会」において「歩いて楽しい東大路」整備基本構想を 策定</p> <p>5月～ 同整備基本構想を基に道路管理者と協議</p> <p>6月 ニュースレター「みんなでつくる「歩いて楽しい東大路」」を 発行し、「歩いて楽しい東大路」整備基本構想を東山区民に周知</p> <p>平成24年 3月 シンポジウム「みんなで歩いて楽しい東大路」を開催予定 第1回「東大路通歩行空間創出推進会議」を開催予定</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 3
要 望 内 容	回 答		
213 市バス，地下鉄の安全運転の基盤である，整備部門の人的，技術的強化を図るため，整備士の計画的採用・養成をすすめること。	<p>○ 市バス，地下鉄の整備業務については，効率的な運営に留意しつつ，長年培ってきた技術と経験を引き継ぎ，安全運行のための適正な整備水準の確保や委託先への指導監督等の安全管理の徹底を図るため，今後も必要な体制を確保してまいります。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 4
要 望 内 容	回 答		
<p>九 生活道路優先の道路環境整備を 214 京都市内高速道路の関連街路である鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路整備計画は、撤回すること。</p>	<p>○ 鴨川東岸線の塩小路～岸ノ上橋間（第3工区）については、現在、工事を進めている岸ノ上橋～中央橋間（第2工区）の整備効果を十分に踏まえ、本市の厳しい財政状況等も勘案し、事業の在り方を検討してまいります。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 1 5
要 望 内 容	回 答		
<p>215 国道 9 号線「西立体交差事業」は、物集女街道の立体化のみにとどめ、国に見直しを求めること。</p>	<p>○ 国道 9 号の京都西立体交差事業は、西京区の千代原口地区（物集女街道の立体交差）、右京区の葛野地区において、国土交通省京都国道事務所が実施している国の直轄事業です。</p> <p>西京区の千代原口地区については、平成 1 5 年 1 0 月に工事着手し、平成 2 4 年度の立体交差完成、その後の電線共同溝及び歩道部の完成を目指し、工事が進められております。</p> <p>一方、右京区の葛野地区については、千代原口地区の立体化や京都第二外環状道路など周辺道路の完成による交通流動の変動等を踏まえつつ、事業を推進していくと説明を受けております。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成 1 1 年 8 月 都市計画決定告示  平成 1 5 年 1 0 月 千代原口地区工事着手  平成 2 4 年度 千代原口地区立体化完成予定</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 6
要 望 内 容	回 答		
216 北泉通の拡幅と高野川架橋計画を中止すること。	<p>○ 都市計画道路北泉通については、未整備区間（国道 3 6 7 号から松ヶ崎東通間）の事業化に向けて地元及び関係機関との協議を進めており、今後は、都市計画変更を行った後、事業認可を取得し、事業に着手してまいります。</p> <p><b>（平成 2 4 年度予算額）</b>  ・都市計画道路北泉通 用地測量費・物件調査費 8, 3 0 0 千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  平成 2 0 年度～ 2 2 年度 街路基本調査の実施  平成 2 3 年度～ 都市計画変更手続を開始</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

217 生活道路の整備と維持管理の予算を増額すること。

○ 生活道路については、各土木事務所において、日常的な道路パトロールや市民からの要望・指摘をもとに、適宜必要な補修を行っております。  
道路維持補修は、厳しい財政状況においても、安心安全な市民生活を確保するなどの観点から優先的に取り組むべきものであり、なかでも、舗装道の補修に重点的に取り組んでまいりました。今後も予算の確保に努め、道路維持補修を充実させてまいります。

**(平成 2 4 年度 予算額)**

・道路維持補修費 1, 9 1 6, 5 8 1 円

**(経過・これまでの取組等)**

平成 2 1 年度 (決算額) 1, 9 8 1, 3 3 8 千円

平成 2 2 年度 (決算額) 2, 1 5 6, 5 4 9 千円

平成 2 3 年度 (予算額) 2, 2 2 6, 8 1 1 千円

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	218
要 望 内 容	回 答		
218 引き続き自転車駐輪場の整備を促進すること。路上駐輪場を積極的に設置すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。	<p>○ 平成22年3月に策定した「改訂京都市自転車総合計画」に基づき、「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」を活用し、民間事業者による整備を進めるなど、引き続き自転車等駐車場の整備を進めてまいります。</p> <p>○ 路上駐輪場については、御池通まちかど駐輪場及び二条駅まちかど駐輪場が公募により選定した民間事業者により整備されました。また、平成24年3月には、四条大宮まちかど駐輪場の供用開始を予定しております。 今後も、検討可能な箇所において、整備に取り組んでまいります。</p> <p>○ また、「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」では、バイクを含んだ自転車等駐車場整備についても、助成対象としております。</p> <p><b>(平成24年度予算額)</b> ・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 28,000千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b> 平成21年度 京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の運用開始 改訂京都市自転車総合計画の策定 助成実績 10件(自転車463台、バイク194台分) 平成21～22年度 御池通まちかど駐輪場の整備 平成22年度 助成実績 6件(自転車317台、バイク189台分) 平成22～23年度 二条駅まちかど駐輪場の整備 平成23年度 四条大宮路上駐輪場(仮称)の整備(予定) 助成実績 9件(自転車577台、バイク128台分) (予定)</p>		

平成 2 4 年度予算要望に対する回答		NO.	2 1 9
要 望 内 容	回 答		
219 自転車専用レーンを拡充し、自転車道のネットワークを広げるなど、市民の自転車利用を促進、援助すること。	<p>○ 平成 2 1 年度に実施した道路の現況等の調査及び平成 2 2 年度に実施した御池通における自転車通行環境整備に係る実証実験の結果検証等により明らかになった、本市における自転車通行環境の問題点等を踏まえ、自転車通行環境の整備に向けた検討を進めています。</p> <p>現在、市民生活や観光の利便性を考慮した自転車通行ネットワークや重点路線、その整備手法を定めた自転車通行環境整備プログラムの策定を進めており、平成 2 4 年度からは、プログラムに基づき、御池通等での整備に着手し、自転車通行環境の整備を推進してまいります。</p> <p><b>(平成 2 4 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車通行環境整備事業      6 7, 4 0 0 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 1 年度      自転車通行環境整備に係る現状調査  平成 2 2 年 1 1 月      自転車通行環境整備に係る実証実験（御池通）  平成 2 4 年 1 月～      新町通における自転車レーンのカラー化</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	220
要望内容	回答		
<p>十 公正・公開・市民参加の市政運営を 220 指定管理者制度の適用を行わないこと。なお、現在運用している事業については、公共性の確保・労働法遵守と行政水準の後退をまねかないよう予算措置を含め、公的責任を果たすこと。</p>	<p>○ 指定管理者制度の導入に当たっては、「最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に供給する」という市政の基本的な目的に照らして、単に経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行うこととしており、今後も、指定管理者制度の対象となる施設については、積極的に同制度の導入の検討を行ってまいります。</p> <p>なお、制度導入済みの施設については、「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に沿って運用すること等により、公的責任を果たしているものと考えます。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」において、次のように定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の運用に当たっては、経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行う。</li> <li>・ 指定管理者の選定に当たっては、施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと等の基準に沿って審査する。</li> <li>・ 指定管理者からの定期的な報告の聴取、運営改善の指導など、常に適正な管理運営を図るための点検、指導を行う。</li> <li>・ 施設の管理運営に関し、法令違反となる行為があったときには、指定管理者は速やかに所管局等の長へ報告を行う。</li> </ul>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 1
要 望 内 容	回 答		
221 一方的な職員削減，非正規への置き換えをやめ，必要な部署へ必要な人材を配置し，市民サービスの向上，効率的な市政運営につとめること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後の厳しい財政見通しの中であっても，市民のいのちと暮らしを守り，より高品質で満足度の高い市民サービスを最小の経費で安定的に提供していくためには，持続可能かつ機動的な財政運営の確立が必要であると認識しております。</li> <li>○ 市民の満足度やニーズを踏まえ，将来にわたり必要な施策，事業を実施することができるよう，引き続き，事務事業の執行体制の思い切った見直し等により，計画的に職員数の適正化に取り組んでまいります。</li> </ul>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 2
要 望 内 容	回 答		
222 同和をはじめとした団体や個人への特別扱いを一切やめること。同和問題は解決しているとの基本的認識に立って、一般行政に徹すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同和行政について、総点検委員会の報告を踏まえ、自立促進援助金制度の廃止やコミュニティセンター施設の転用など、あらゆる特別扱いを排して、改革を押し進めてまいりました。</li> <li>○ 今後においても、市民の理解と共感を得て、すべての人の人権が尊重される社会の構築に向け、取組を推進してまいります。</li> </ul>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 3
要 望 内 容	回 答		
223 新たな口実を与える「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は撤回すること。	<p>○ 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は、「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止の経過を踏まえ、各局・区が人権課題全般にわたって適切な対応を図るうえで、基本的な考え方を示すものとして必要なものと考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 3 月 「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止  平成 2 2 年 5 月 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」の制定</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 4
要 望 内 容	回 答		
224 市立浴場は、あり方を全面的に見直すこと。民間浴場との料金格差の是正を直ちに行うこと。市立浴場財団の運営や役員体制、職員配置を見直すこと。	<p>○ 平成 2 2 年 1 1 月市会において付された警告の趣旨を重く受け止め、理事者の兼職規定の見直しを含めた浴場財団そのものの在り方を見直しに加え、市立浴場の運営に当たっては、浴場運営の更なる効率化及び地域福祉の向上を目指したサービスの充実等、市民の理解が得られ、地域に愛される浴場となるよう取り組んでまいります。</p> <p>○ また、今後の市立浴場周辺の市営住宅における浴室設置の進捗よくに応じた施設の統廃合についても検討を進めるとともに、民間浴場との料金格差の解消については、平成 2 3 年度と平成 2 5 年度に料金改定を実施することを条件として浴場運営財団を指定管理者に指定したものであり、速やかに料金改定が実施されるよう厳しく指導してまいります。</p> <p><b>(平成 2 4 年度予算額)</b>  ・市立浴場運営 4 5 1, 3 0 1 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  &lt;大人入浴料金の改定&gt;  ・平成 1 9 年 4 月 1 日から 2 6 0 円 → 2 9 0 円 (3 0 円値上げ)  ・平成 2 1 年 5 月 1 日から 2 9 0 円 → 3 3 0 円 (4 0 円値上げ)</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

225 市民生活相談体制を強化し、消費生活総合センターの相談員の処遇を改善すること。高齢者の消費者被害対策を強化すること。

○ 消費生活相談体制については、平成23年度に相談員を1名増員し、相談時間の延長等、消費者の相談機会の拡充を図ったところです。相談員の処遇の改善については、相談員が複雑・高度化する相談内容に適切に対応できるよう、地方消費者行政活性化基金を活用して、研修への参加を積極的に支援し、相談員の総合的な資質の向上に努めるなど、相談体制の強化に努めております。  
なお、相談員の処遇については、他都市に比べて高い水準となっております。

○ 情報弱者となりやすい高齢者については、相談員による出前講座を実施するほか、市民ボランティアや関係機関・関係団体との緊密な連携のもと、消費者被害に関する注意喚起等の情報が確実に届くよう、身近な地域での見守りの仕組みづくりを推進してまいります。

**(平成24年度予算額)**

・多重債務相談事業	2,000千円
・消費生活センター機能強化事業	15,700千円
・消費者教育・啓発活性化事業	35,530千円
・消費生活相談員レベルアップ事業	1,300千円
・相談窓口高度化事業	1,300千円
・一元的相談窓口緊急整備事業	7,870千円

## 要 望 内 容

## 回 答

226 複雑化する多重債務相談に対応するため、庁内推進会議の開催など関係部署との連携をさらに強化し、解決にむけて取り組むこと。また、区役所、支所、出張所に窓口を設置すること。

○ 多重債務者対策については、平成19年度から関係部署の連携による庁内会議を設置しており、今後も、庁内での連携を一層強化し、多重債務問題の総合的な解決を図ってまいります。

○ 区役所、支所、出張所への窓口設置については、経費面や効率性の点で課題があることから、消費生活総合センターの相談窓口の周知広報や関係窓口の連携強化により、多重債務者への適切な対応に努めております。

**(平成24年度予算額)**

・多重債務相談事業 2,000千円

**(経過・これまでの取組等)**

平成19年10月 庁内に「多重債務問題対策専門委員会」を設置

平成19年10月 「京都府多重債務問題関係機関対策協議会」に参画

平成19年12月 多重債務相談専用ダイヤルを開設

平成20年 4月 京都弁護士会への委託により多重債務特別相談窓口を開設

平成22年 6月 改正貸金業法の完全施行日に合わせ、府内各地で弁護士や司法書士による多重債務法律相談会を実施

平成22年 9月 多重債務特別相談とところの健康相談を同一会場で実施  
(第2・第4水曜日)

平成23年 5月 多重債務相談専用ダイヤルの相談受付時間を延長

平成 2 4 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2 7						
要 望 内 容	回 答								
<p>227 「きょうと男女共同参画推進プラン」推進にあたって、以下の取り組みを強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の働く権利を守り、働きやすい環境を整備すること。</li> <li>・広範な女性団体や市民の意見を反映させること。</li> <li>・市職員管理職、審議会委員の女性の登用をすすめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 2 3 年 3 月に策定した「第 4 次男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続けられる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。</li> <li>○ また、平成 2 3 年度末に策定予定の「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」（仮称）に基づき、誰もがそれぞれのライフスタイル・ライフステージに応じた多様な働き方ができ、能力を発揮できる「働く環境整備」の支援に取り組んでまいります。</li> <li>○ 「第 4 次男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」の策定に際しては、素案の段階で、広く市民・関係団体に意見募集を行い、その内容を同プランに反映しております。今後も、市民、団体、NPO などの協力を得て、しっかりとプランを推進してまいります。</li> <li>○ 女性の管理職への登用については、「京都市人材活性化プラン」（平成 2 1 年 3 月策定）に掲げた目標「平成 2 4 年度までに女性役付職員の比率 2 0 %」も踏まえ、管理職に必要な経験や実績を積んでいける機会を増やすなど、計画的な人材育成に努めております。</li> <li>○ 審議会委員の女性の登用については、引き続き事前協議の徹底などを中心に、積極的な登用を促すよう取り組んでまいります。</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <table border="0"> <tr> <td>平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在</td> <td>審議会等委員への女性の登用率</td> <td>3 2 . 0 %</td> </tr> <tr> <td>平成 2 3 年 4 月 1 日現在</td> <td>女性役付職員の比率</td> <td>1 8 . 7 %</td> </tr> </table>			平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在	審議会等委員への女性の登用率	3 2 . 0 %	平成 2 3 年 4 月 1 日現在	女性役付職員の比率	1 8 . 7 %
平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在	審議会等委員への女性の登用率	3 2 . 0 %							
平成 2 3 年 4 月 1 日現在	女性役付職員の比率	1 8 . 7 %							

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 8
要 望 内 容	回 答		
228 所得税法 5 6 条廃止を国に求めること。	○ 所得税法第 5 6 条において、家族従業者の給料収入は必要経費として認められておりませんが、同法第 5 7 条においては、青色申告を行った場合は必要経費に算入することが認められております。青色申告を行うことにより、正確な記帳、記録に基づく家計と事業の分離が確保され、事業経営に資するものであると考えております。		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	229						
要 望 内 容	回 答								
229 民間シェルターへの補助の拡充，公的シェルターの設置など，DV被害者や家族・支援者の安全と権利を確保すること。京都市DV相談支援センターの運営にあたっては関係者の意見をよく聞き反映させること。	<p>○ DV被害者支援の一環として，平成23年度に「京都市DV相談支援センター」を開設するとともに，民間シェルターへの家賃補助の拡充や緊急時の安全確保に係る援助金を新設しました。さらに，平成24年度には，DV相談支援員を増員することにより，「京都市DV相談支援センター」の相談体制を充実させ，関係機関との連携を一層図り，より迅速で適切な被害者支援に取り組んでまいります。</p> <p>○ 「京都市DV相談支援センター」の運営にあたっては，京都府をはじめ，関係機関等との意見交換を通じて，既に適切に対応しております。</p> <p><b>(平成24年度予算額)</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・DV相談支援センターの運営</td> <td style="text-align: right;">42,770千円</td> </tr> <tr> <td>・DV被害者支援事業</td> <td style="text-align: right;">5,470千円</td> </tr> <tr> <td>・DV相談支援センターの体制充実</td> <td style="text-align: right;">4,500千円</td> </tr> </table> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成17年 4月～ 京都市民間緊急一時保護施設（民間シェルター）補助金の支給  （シェルターを運営する民間団体に対し，家賃に要する費用を助成）</p> <p>平成23年10月～ 「京都市DV相談支援センター」の開所  京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業  （DV被害者の緊急時における安全の確保を行った場合に，シェルター等を運営する団体に対し，生活諸費相当額として支給）</p>			・DV相談支援センターの運営	42,770千円	・DV被害者支援事業	5,470千円	・DV相談支援センターの体制充実	4,500千円
・DV相談支援センターの運営	42,770千円								
・DV被害者支援事業	5,470千円								
・DV相談支援センターの体制充実	4,500千円								

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	230
要 望 内 容	回 答		
230 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。	<p>○ 本市は、多文化共生社会の実現を目指しており、外国籍市民の市政参加は重要な課題と考えていますが、永住外国人への地方参政権付与につきましては、国会において十分議論が尽くされるべき問題であると認識しており、国会の動きを見守りたいと考えております。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 1
要 望 内 容	回 答		
231 左京区役所旧庁舎については売却せずに、支所機能を含む公的施設として有効活用を図ること。	<p>○ 左京区役所旧庁舎については、「京都未来まちづくりプラン」の基本方針どおり、売却による民間活用も含めて、京都のまちづくりや地域の活性化に資する用途に、有効活用していただくことが最善であると考えており、旧庁舎に支所的な機能を残すことについては考えておりません。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 2
要 望 内 容	回 答		
232 行政の主導による市民と市職員への「人権啓発」や研修の押しつけと参加の強要はやめること。	<p>○ 様々な人権問題の解決のためには、市民自らが人権問題について気付き、考え、行動することによって、人権尊重の気風を形成することがより重要となります。こうした理念のもと、市民が自発的に人権について学習する機会の提供や、自主的な活動への支援などに努めてまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権文化推進計画の推進（市民啓発事業） 5 1, 5 3 2 千円</li> </ul>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 3
要 望 内 容	回 答		
<p>233 国連子どもの権利条約の内容を広く市民に知らせ、すべての行政施策の点検と職員への周知徹底をはかること。意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。</p>	<p>○ 本市では、子どもの権利条約の理念も踏まえながら、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範となる「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定するとともに、平成23年4月には、この憲章を総合的に推進する「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行しております。今後とも、憲章の理念に通じる実践行動の輪をより一層大きなものとするため、全庁を挙げての取組はもとより、市民と行政が協働して、普及促進に取り組んでまいります。</p> <p>○ 子どもの権利条約では、児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとされており、京都市の子育て支援施策の総合的な計画である「京都市未来こどもプラン」では、基本方針の一つとして、「子どもの最善の利益を追求する」ことを掲げ、子どもの人権と幸せを第一に考えた取組を進めております。また、「京都市未来こどもプラン」については、「京都子どもネットワーク連絡会議」において施策の進ちょくを点検し、計画の取組状況について、毎年度、公表し周知を図ってまいります。</p> <p><b>（平成24年度予算額）</b>  ・子どもを共に育む京都市民憲章の推進 6,000千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  平成19年2月 子どもを共に育む京都市民憲章制定  平成23年4月 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例施行</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 4
要 望 内 容	回 答		
234 地デジ化に伴い、発生した「テレビ難民」を一刻も早く解消すること。	<p>○ 地上デジタル放送への移行については、山間地域における共聴施設整備事業、市有建築物周辺電波障害対応のほか、総務省京都府テレビ受信者支援センターと連携した高齢者や障害者への周知や戸別訪問、受信相談等に努めたことにより、大きな混乱もなく、概ね完了したと考えております。</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	235
要 望 内 容	回 答		
<p>235 被爆者援護と平和行政の具体化と推進を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島，長崎への修学旅行の実施など，平和の学習を強めること。</li> <li>・ 高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い，被爆者援護施策を強化すること。</li> <li>・ 国に対して，現在の原爆症認定基準を被爆者の要求や司法の判断に基づいて，早急に見直すよう強く求めること。</li> <li>・ 平和市長会議のよびかけに応じて，「2020ビジョン」の早期達成，核兵器禁止条約の交渉開始を他の自治体と協力して日本政府を始め各国政府に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。</li> <li>・ 本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すとともに，語り部や相談活動への支援などを拡充すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市立学校においては，学習指導要領を踏まえ，社会科，道徳の時間等を通じた教育活動をはじめ，広島・長崎への修学旅行の実施や，京都市図書館での平和関連図書コーナーの設置など，これまでから平和学習に取り組んでおり，今後ともこうした取組の充実に努めてまいります。</li> <li>○ 被爆者に対する実態調査については，各保健センターで実施している健康診断等により被爆者の方々の健康状態については一定把握していますが，今後とも被爆者の方々の健康状態の把握に努めてまいります。 被爆援護施策の拡充等については，国の責務であり，国において検討されるべきものと考えています。</li> <li>○ 原爆症認定基準の見直しについては，現在，被爆者や専門家をつくる厚生労働省の検討会により，議論が行われているところです。本市としては，今後とも国の動向を注視してまいります。</li> <li>○ 本市においては，2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する旨の国際署名や，「北東アジア非核兵器地帯化を支持する声明」に賛同する旨の国際署名を行うなど，平和市長会議と共に，核廃絶を求める声を国際社会に伝えるための取組を行ってきたところです。</li> <li>○ また，本市独自でも，「平和祈念事業」など，平和に関する様々な取組を実施してきたところであり，今後とも取組を進めてまいります。</li> <li>○ 被爆者団体への被爆者援護事業補助金については，語り部や相談活動等の各種事業を援助する目的で交付しておりますが，この補助金の削減については，平成10年からの市政改革行動計画における全市的な補助金の見直しを踏まえたものであり，本市の厳しい財政状況から，回復又は拡充することは極めて困難です。 (次ページに続く)</li> </ul>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	235
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成24年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平和祈念事業 500千円</li> <li>・ 被爆者援護事業補助金 400千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成16年 「ヒロシマ原爆展」 (広島市・広島平和記念資料館との共催)</p> <p>平成19年 「平和都市宣言50周年事業」…ヒロシマの原爆に関する写真などのパネル展示</p> <p>平成20年～毎年 「平和祈念事業」…平和市長会議の取組をPRするパネル展示</p>		